

兵庫県公立大学法人理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人定款(以下「定款」という。)第13条に規定する理事会(以下「理事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議決定事項)

第2条 理事会は、定款第14条第8項に掲げる事項について審議し、決定する。

2 前項に掲げる事項のうち、設立団体との連携が必要な事項の決定に当たっては、あらかじめ設立団体の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議決)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、原則、年6回開催するものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、第2条の審議事項を持ち回り審議することによって、理事会を開かずに審議することができる。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(役員以外の者の出席)

第5条 理事長が必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、事務局経営管理部経営課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。